

文教委員会資料

所管事務の調査（報告）

オリンピック・パラリンピアン交流推進事業業務委託料からの他事業に係る経費の
支払いについて

資料 オリンピック・パラリンピアン交流推進事業業務委託料からの他事業に係る経費の
支払いについて

平成30年12月7日

教育委員会事務局

オリンピック・パラリンピック交流推進事業業務委託料からの他事業に係る費用の支払いについて

1 事案の概要

健康教育課の委託業務である、「川崎市立中学校等におけるオリンピック・パラリンピック交流推進事業業務」(委託業者:公益財団法人川崎市スポーツ協会)において、他事業の費用である記念誌の印刷費用及び代車借上費用を、本来であれば、当該委託料を減額するとともに、別途、これらの費用を予算建てし、支出すべきところ、当該委託料から、印刷製本費及び賃借料として支払っていたことが判明いたしました。

○「オリンピック・パラリンピック交流推進事業」の概要

2020東京オリンピック・パラリンピック大会開催に伴うホストタウン交流事業の一環として、同大会の開催に向けた機運の醸成及び生徒達がスポーツに興味を持つ契機とすることを目的として、市立中学校等にオリンピック及びパラリンピックを派遣し、講演、実技指導等を行うもの。

2 記念誌の印刷費

(1) 記念誌の名称、印刷部数、単価、総額(税込)

川崎市中学校体育連盟創立70周年記念誌、700部、@650円、491,400円

(2) 印刷費用支払の概要

- ・昨年5月頃に、当該記念誌の発行に係る予算措置について中学校長会より要望を受け了承
- ・本年1月頃に、印刷費用を当該委託料から支払うことについて、委託業者へ依頼
- ・同月に、当該委託料に係る印刷製本費として、委託業者が支払い
- ・同年4月に、市が委託業者へ委託料を支出

3 代車借上費用について

(1) 件名、期間、総額(税込)

高等学校中型バスの故障による代車借上費用、本年1月16日～19日、257,000円

(2) 代車借上費用支払の概要

- ・本年1月15日に、バス運転管理業者から、高等学校中型バスの故障について連絡を受け、代車として同社保有の観光バスを別途借り上げることについて了承
- ・同月16日から19日まで、同校スポーツ科専門科目のスキー実習(1クラス39名)のため、当該観光バスを借上げ
- ・3月下旬に、代車借上費用を、当該委託料から支払うことについて、委託業者へ依頼
- ・同月に、当該委託料に係る賃借料として、委託業者が支払い
- ・同年4月に、市が委託業者へ委託料を支出

4 事案発生の経過

- ・本年10月3日に、他事業に係る費用を、当該委託料から支払っていたことが判明
- ・10月上旬～11月中旬、関係書類の精査、関係者へのヒアリング等、事実関係を確認

5 原因

- (1) 健康教育課職員は、本事業に係る契約形態が、精算を要しない確定払いであったことから、講師謝礼等の余剰分を、記念誌の印刷費用や代車費用に充てようと安易に考えてしまった。
- (2) 健康教育課内において、適切なチェック機能が働かず、完了検査においてもチェックできなかった。
- (3) 委託業者においても、事業目的外の支払要請に安易に応じてしまった。

6 事案への対応

- (1) 地方公務員としての自覚と関係法令の理解と順守を徹底し、常日頃から上司に報告・相談し事案を抱え込まないこと、事業目的に則って適切に判断し事務執行すること等について、早朝管理職会議等の場を通して、再度周知徹底する。※関係職員に対する注意喚起【文書訓告1名、文書注意2名、口頭注意1名】
- (2) 当該委託業者に対しては、委託契約の業務内容を精査し、関係法令等に基づき適切に業務遂行されるよう、管理・監督を行う。
- (3) 今年度の本事業については、事業の執行状況を十分精査し、適正額の支出を行う。また、次年度以降については、事業の効果や必要性を再度検証し、事業内容の見直しを検討する。
- (4) 11月28日付けで各所属長あてに「職員の服務規律の確保と契約事務等の適正な執行について」文書を発出した。
- (5) 12月3日に、管理職を対象に第1回コンプライアンス研修を実施した。